河川敷地一時使用届

令和　　年　　月　　日

久留米県土整備事務所長　殿

届出者　　住　所

　　　　　氏　名

　　　　　ＴＥＬ

1. 河川の名称
2. 行為の目的
3. 行為の場所及び行為に係る土地の面積
4. 行為の内容
5. 行為の方法
6. 行為の期間
7. 安全管理

（留意事項）

１　河川管理者に損害を与えた場合、また第三者との間に紛争を生じた場合は、届出者が責任をもって解決すること。

２　河川構造物及びその他工作物を損傷した場合は、県土整備事務所へ届け出るとともに、直ちに原形復旧すること。

３　必要に応じて注意喚起の看板を設置し、または交通誘導員を増員するなど交通安全に十分留意すること。

４　占使用ではないため、他の利用者との調整を図るなど、トラブルの未然防止に努めること。